

受動喫煙防止対策に対する意見の概要

1 条例全般に関する意見

受動喫煙の防止対策の必要性については、全委員及び意見交換を行った関係団体のいずれも、認識を共有するものの、その具体的な推進方策等については様々な考え方が示された。

2 県が示した論点に対する意見

論点① 特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の喫煙室を設置した場合、概ね受動喫煙は防止できると考えるが、これについてどのように考えるか。

特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の喫煙室を設置した場合、概ね受動喫煙は防止できるとの意見と、完全には防止できないとの意見との両方の意見があった。

論点② ①の喫煙場所の設置まで認めないこととすると、敷地外や公道など規制のない場所での喫煙を助長するリスクも懸念されるが、どのように考えるか。

①の喫煙場所の設置まで認めないこととすると、規制のない場所での喫煙を助長するリスクがあることについては、認識を共有することができ、①の喫煙場所の設置を認めることについては、特に異論はなかった。

論点③ 既存特定飲食提供施設では、経過措置によって屋内の全部を喫煙可能室とした場合、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれが高い。職場は滞在時間が長く、また、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であるが、この対策をどう考えるか。

既存特定飲食提供施設について、従業員がいる施設の屋内禁煙を進めるべきなどとの意見や、施設の経営者の自主的判断や対策を促すべきとの意見など、既存特定飲食提供施設に対する対策や支援策を求める意見が多かった。

論点④ 改正法は、公園などの屋外施設の管理権原者に対し、喫煙場所を定める場合の配慮などを規定していないが、この対策をどう考えるか。

公園などの屋外施設にも一定の配慮を求める意見がある一方、喫煙者の配慮義務など改正法で十分との意見などがあった。なお、国に確認したところ、屋外施設であっても、第二種施設として管理権原者に一定の義務が課せられるとの見解が示された。